

平成27年第4回定例会

# 鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成27年12月14日 開会

平成27年12月17日 閉会

鳴 沢 村 議 会



## 平成27年第4回鳴沢村議会定例会会議録

平成27年12月14日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	佐藤博水
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	渡辺久男	10番	渡邊明雄

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一  
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博  
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人  
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 積  
議会事務局書記 渡邊 寛

### 7、会議事件

議案第43号鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を定める件

議案第 4 4 号鳴沢村地下水資源保護条例の一部を改正する条例を  
定める件

議案第 4 5 号平成 2 7 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 4 6 号平成 2 7 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算  
（第 3 号）

議案第 4 7 号平成 2 7 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算  
（第 3 号）

議案第 4 8 号平成 2 7 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第  
2 号）

## 8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第 4 3 号鳴沢村行政手続における特定の個人を  
識別するための番号の利用等に関する  
法律に基づく個人番号の利用及び特定  
個人情報提供に関する条例を定める  
件

日程第 5 議案第 4 4 号鳴沢村地下水資源保護条例の一部を改  
正する条例を定める件

日程第 6 議案第 4 5 号平成 2 7 年度鳴沢村一般会計補正予算  
（第 3 号）

日程第 7 議案第 4 6 号平成 2 7 年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 議案第 4 7 号平成 2 7 年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 4 8 号平成 2 7 年度鳴沢村介護保険特別会計  
補正予算（第 2 号）

## 日程第10 一般質問

### ◎議長挨拶

**議長（渡邊明雄君）** まず先に、本会議の傍聴について報告をいたします。

鳴沢村議会傍聴規則第9条、写真・映画等の撮影及び録音等の禁止において、「傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。」とされております。

本日の本会議については、議長があらかじめ申請のあったものについては、これを許可することにいたしましたので、あらかじめご了承をお願いします。

平成27年第4回定例会開会に先立ち、ご挨拶を申し上げます。

久々の冬らしい気候になってまいりまして、厳しさが増してきたかなと思っておりますけれども、来年早々に村長の任期満了に伴う選挙戦も想定されております。活力ある村にさせていただくために、皆様の一般質問についても活発なご意見、それから慎重なご審議をよろしくお願いしたいと思います。

---

開会 午前10時00分

**議長（渡邊明雄君）** それでは、ただいまから、平成27年第4回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

### ◎村長挨拶

**議長（渡邊明雄君）** ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶

を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 本日は平成27年第4回鳴沢村議会定例会をお願いしたところ、議員さん全員の参会のもとに開会できることを感謝と敬意を申し上げます。

全国では火山、豪雨などにより災害が出ておりますが、幸いにも鳴沢村では平穏な年が越せるのではないかと考えております。ありがたく感謝いたします。

さて、おかげさまをもちまして、第6回富士・鳴沢紅葉ロードレース大会も3,012名のエントリーの中、2,812名の参加で、10月25日に今回は本当の紅葉の中、富士山に応援されながら走っていただくことができ、ランナーや来場の皆様からもご好評をいただいたわけであります。大会関係者はじめ、村民の皆様のご支援、ご協力に対して深く敬意を申し上げますさせていただきます。

本格的な冬を迎え、お互いに体調には留意しながら、皆様方のご活躍をお願い申し上げます。

本定例会には条例を定める件1件、条例の改正1件、補正予算4件を予定しております。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

---

**議長（渡邊明雄君）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（渡邊明雄君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺圭一君、小林清一君を指名いたします。

---

## ◎日程第2 諸般の報告

**議長（渡邊明雄君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、山梨県町村議会議長会の報告については、お手元に配付したとおりであります。

報告書の内容については説明を省略いたします。

次に、議員派遣についてはお手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでした。

次に、地方自治法第199条第1項の規定による平成27年度行政監査について、監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員 三浦利雄君。

**監査委員（三浦利雄君）** 7番 三浦利雄。

地方自治法第199条第1項の規定に基づき実施しました行政監査について報告いたします。

11月11日及び18日の2日間、代表監査委員の梶原先勝氏及び私で、事業の執行状況、補助金交付事務、入札事務の3項目について行政監査を行いました。

事業執行状況については、平成27年度における全252項目のうち、100万円以上かつ10月13日現在で執行率が5

0%を下回る事業を抽出し、その中の38事業を対象として、事業執行状況調査票により所属長から資料を求め、説明を聴取する方法で審査をしました。

補助金交付事務については、平成26年度一般会計において、1補助事業者について50万円以上の補助金を交付している17事業を対象とし、所属長から補助金交付申請書及び交付決定通知などの一連の書類の提出を求めて説明を聴取し、鳴沢村補助金等交付規則等に基づいて交付事務が適正に行われているかを審査しました。

入札事務については、平成27年度において、9月末日までに執行された12件の入札を対象とし、一連の書類の提出を求めるとともに、総務課長より説明を聴取し、鳴沢村財務規則等に基づいて事務が適正に行われているかを審査しました。

この行政監査の結果につきましては、同条第9項の規定により、11月18日付で村長及び議長へ報告書を提出しております。

詳細につきましては、過日議長名で同報告書の写しが全議員に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、行政監査の報告を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、行政監査の結果報告を終わります。

次に、平成27年第3回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

**議会運営委員長（渡辺久男君）** 渡辺久男。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成27年第3回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月18日の本会議において議決された件について



の報告であります。

1 2月1日及び7日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は両日ともに委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、12月1日の委員会で決定された事項については、次の5項目です。

1、会期は本日より12月17日までの4日間とし、配布してある会期日程表のとおりにする事。

2、議案付託は配布してある議案付託表のとおりにする事。

3、議案第45号から議案第48号までの4件を一括議題、一括採決とする事。

4、一般質問通告日は、12月7日、正午までとする事。

5、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出る事。

以上であります。

次に、12月7日の委員会で決定された事項については次の1項目です。

1、同日正午に通告が締め切られた、5名9件の一般質問通告書の取り扱いについて、小林昭一議員の「アネルバ旧社宅の活用について」の通告書は、本人に通告の取り下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長に行う事。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 総務教育厚生常任委員長 小林利雄君。

**総務教育厚生常任委員長（小林利雄君）** 8番、小林利雄。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成27年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

11月4日、午前9時より委員会を招集いたしました。

委員4名と職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「**「**村立鳴沢小学校の教育方針等について」及び「**「**委員会の閉会中の継続調査申し出について」の2件です。

委員会開催に先立って、鳴沢小学校において、教育長、教育課学校教育担当、校長先生、教頭先生を交え、現在の教育方針等についての説明を聴取して意見交換を行い、その後、鳴沢小学校の施設及び授業風景の視察を行いました。

これらの小学校の視察終了後に、議員控室で委員会を開催し、小学校より挙げられた課題の協議を行いました。

協議を行った結果、災害対策として、学校施設の網入り強化ガラス化を計画的に導入してほしいこと、児童へきめ細かな指導を引き続き行うために、村単教員数は現状維持を保ってほしいことの2項目は、翌年度当初予算への計上を確認し、計上されなかった際は、今後議員協議会へ総務教育厚生常任委員会の意見として提案することに決定しました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了します。

**議長（渡邊明雄君）** 建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。

**建設産業経済常任委員長（三浦直樹君）** 1番 三浦直樹。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさ

せていただきます。

平成27年第3回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月1日、午後2時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員4名と議長、会議事件説明のため、振興課長、土木担当2名、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「平成28年度に予定している道路工事等について」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出について」の2件です。

会議では、担当課より平成27年度に行われた、また、現在行われている村道工事などについて、工事名、場所、工事概要、工期、請負金額及び請負業者等の報告を受けるとともに、平成28年度に実施を計画している5件の村道工事、4件の水道工事の概要及び工事に要する経費等の説明を聴取いたしました。

最後に、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了します。

**議長（渡邊明雄君）** 広報常任委員長 佐藤博水君。

**広報常任委員長（佐藤博水君）** 6番 佐藤博水。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成27年第3回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

10月26日、午前10時より、議員控室において広報常任委員会を開催しました。

委員4名と職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「なるさわ議会だより第22号（案）について」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出の件」の2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第22号について、レイアウトや掲載する記事の内容等について協議し、先月11月1日に全戸配布いたしました。

今回の議会だよりでは、平成26年度決算認定の記事をトップ項目とし、また、議会から村長へ要望書を提出した件についても特集として掲載いたしました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましても、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

**議長（渡邊明雄君）** 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの4日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの4日間と決定しました。

---

◎日程第4 議案第43号鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第4、議案第43号鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 議案第43号鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例制定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法と申しますが、この番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づき、村民の利便性の向上を目的に、次の事項について定めるものであります。

1点目は、本村は、番号法別表第1号に記載されていない独自の行政サービスとして実施している事務、以下独自利用事務と申しますが、この独自利用事務において個人番号の利用を可能にすることであります。

2点目は、独自利用事務及び番号法で定める事務において、庁内での特定個人情報の授受を可能にするものであります。

3点目は、独自利用事務において村長から教育委員会に対して特定個人情報の提供を可能にする。

以上、3項目であります。

条例の主な内容としまして、第4条、個人番号の利用に関する事務及び別表第1、別表第2をごらんください。

第4条第1項で子ども医療費助成に関する事務、ひとり親家庭医療費助成に関する事務、重度心身障害者医療費助成に関する事務、以上3つの鳴沢村独自利用事務で個人番号の利用を定め、同条第2項で利用できる特定個人情報を地方税関係、住民票関係と定めるものであります。

また、第3項で番号法で定める事務において、庁内での特定個人情報の授受を可能とするものであります。

第5条、特定個人情報の提供及び別表第3をごらんください。

第5条第1項で教育委員会の就学援助に関する事務において、村長から教育委員会に対し、地方税関係、住民票関係の特定個人情報の提供を可能とするものであります。

附則としまして、この条例は平成28年1月1日から施行するものであります。

以上で、議案第43号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 8番 小林利雄。

第3条の地域の特性に応じた施策を実施するとありますが、この特性とはどういうことになりますか。

**議長（渡邊明雄君）** 総務課長。

**総務課長（渡辺伸一君）** これは個人番号の利用に関するものです。今回3つの特定事務について個人番号の利用を可能とするものを今回の条例で出させていただきましたけれども、そういった意味合いで地域でその個人番号を通して、特にいろいろな施策等を行う場合は使用して、いろいろな効果のある施策を展開す

るという考えです。

**議長（渡邊明雄君）** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第5 議案第44号鳴沢村地下水資源保護条例の一部  
を改正する条例を定める件

**議長（渡邊明雄君）** 日程第5、議案第44号鳴沢村地下水資源保護条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

**住民課長（木暮富人君）** 議案第44号鳴沢村地下水資源保護条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

この改正は、鳴沢村における地下水資源の保全と適正な有効活

用を進めるため、本年3月10日の議会第1回定例会において議決していただき、4月1日から施行した本条例について、用語の意義及び罰則規定について、より明確化することにより、条例の目的を果たせるよう所要の改正を行うものであります。

この改正の主な内容は、条例の名称を他市町村条例で一般的に使われている「地下水資源保全条例」に改めるとともに、各種用語の定義に関する適正な解釈を得るための説明の追加または変更を第2条、第12条、第13条で行い、また、罰則規定について、生じ得る状況の場合分けを第24条で行い、より明確かつ厳しく取り締まる内容にすることを主としております。

このほかにも運用上の事務に伴う軽微な改正を踏まえ、鳴沢村における貴重な水資源を確実に保全し、適正に有効活用するための基準を定めるものであります。

なお、本条例は罰則が規定されていることから、甲府地方検察庁との協議が必要となっており、本年3月の議会への議案提出前に協議が終了しておりましたが、平成27年4月の担当検事の異動により再度協議の求めがあり、その協議が終了したため、その結果に基づき今回改正を行うものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第44号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第6 議案第45号平成27年度鳴沢村一般会計補正  
正予算(第3号)

◎日程第7 議案第46号平成27年度鳴沢村国民健康保険  
特別会計補正予算(第3号)

◎日程第8 議案第47号平成27年度鳴沢村簡易水道事業  
特別会計補正予算(第3号)

◎日程第9 議案第48号平成27年度鳴沢村介護保険特別  
会計補正予算(第2号)

**議長 (渡邊明雄君)** 日程第6、議案第45号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)から、日程第9、議案第48号平成27年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第2号)までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

**村長 (小林 優君)** 議案第45号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)から、議案第48号平成27年度鳴沢村介護

保険特別会計補正予算（第2号）までの4件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成27年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして、新たに3,085万5,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を28億4,925万2,000円とするものであります。

主な歳出の概要につきましては、防災対策事業632万4,000円、農道犬子草里線拡幅改良事業402万3,000円、道路施設整備事業補助金207万3,000円、地方創生観光振興事業249万4,000円など、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、普通交付税907万8,000円、緊急防災・減災事業債500万円などを見込んでおります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で、議案第45号から議案第48号までの提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号から議案第48号までの4件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

## ◎日程第10 一般質問

**議長（渡邊明雄君）** 日程第10、一般質問を行います。

ここで一般質問通告取り下げの報告をいたします。

12月7日に小林昭一議員から通告のありました「アネルバ旧社宅の活用について」の質問は、本人より通告取り下げの申し

出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

三浦利雄君からの「村長の進退について」の質問を許します。

7番 三浦利雄君。

**7番（三浦利雄君）** 7番 三浦利雄。

村長自身の進退についての質問をいたします。

現在、村長はその職務の第2期目の任期を務められています。今回村長が平成20年2月20日にその職務に就任して以降の実績について確認をさせていただきました。

第1期目においては、懸案となっていた富士河口湖ゴルフ倶楽部跡地ゴルフ場について、村長のリーダーシップによりフォレスト鳴沢ゴルフカントリークラブにより営業を再開。住民参加型の防災訓練を平成20年度に初めて実施。全戸に住宅用火災報知機を無償配布。避難所に指定されている総合センターのアスベスト改修及び耐震改修の実施。村内全域に光ケーブルを敷設することによるブロードバンド環境整備。また、別荘地区においては、従来から要望のあったCATV放送用ケーブルを敷設し、地上デジタル放送への対応の実施。富士・鳴沢紅葉ロードレース大会を平成22年度より開催し、鳴沢村のイメージアップを図った。

2期目においては、役場庁舎東棟の改修工事の実施。防災機能強化対策として、役場庁舎及び総合センターに非常用電源設備の設置。防災行政無線のデジタル化。地下水資源保全対策基礎調査を実施し、それをもとに鳴沢村地下水資源の保護を図るための条例制定を実施。老朽化が進んだ消防団第一、第二分団詰所の建てかえ工事の実施。同じく老朽化が進んでいた消防団大型ポンプ車2台の更新。

また、そのほかにも2度の任期を通じて、基金については平成

19年度末残高が17億5,050万円でありましたが、事業実施の財源として、国・県支出金等の特定財源の確保に努め、歳入歳出余剰金を積極的に基金積み立てを行ったことにより、平成26年度末で29億1,468万円となり、平成19年度末比11億6,418万円、66.5%もの増加。

それまで一般財源で行われていた村道改良事業について、国支出金を活用することによる財源負担の軽減。

中山間地域総合整備事業を活用し、有害鳥獣防護柵、圃場、農道の整備の実施、この農道については事業基準では幅員5メートルとなっていますが、後年の利用を考慮し、村負担の上での幅員7メートルの実現。

ご自身の強いリーダーシップによりこのような輝かしい実績を持つ小林村長ですが、来年2月19日に任期が満了となります。村の選挙管理委員会は、去る12月2日に平成28年1月26日告示、1月31日投開票と日程を決定しました。

一方で村長は残された任期を全うすると述べるにとどめ、進退は明らかにしていないという新聞報道でしたけれども、ここまですが通告書の内容でしたが、新たに12月8日、新聞報道で36年ぶりの選挙戦かとの見出しで、立候補する意向を示し、正式表明は本定例会で一般質問に答える形で行うとのことでした。このことについては、我々議員も村民も関心を持っています。

そこで、村長に改めて次期村長選の進退についての答弁を求めます。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 三浦利雄議員さんにはご評価をいただき、ありがとうございます。

甘えてつけ加えさせていただきますが、公債費、借り入れ残金ですが、平成19年度に8億1,100万円ほどを平成26年

度には6億800万円ほど、2億200万円ほど少なくすることができました。平成20年2月より村政を担当させていただき、当時はほとんどの工事が村単での工事でしたので、村税収入が減少する折、工事においても補助金・交付金を活用しての工事や改修を職員にもお願いし、実施するよう、土木工事では完成検査を山梨県の建設事務所等をお願いをして、業者に対しては県工事と同等の完成書類にさせていただき、建築工事では、設計管理と施工を分けて発注し、補助金・交付金対応にできるよう改革いたしました。

さて、2期8年間で前村政が進めておりました中山間地域総合整備事業は、換地の整備と防火水槽を残すほどになりました。ご協力いただきました地権者や役員、議員の皆様にはお礼を申し上げます。

また、私のPTA役員時代からの懸案でありました組合立河口湖南中学校校舎も富士河口湖町さんと改築することができました。湖南中組合議員、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合並びに同組合議員の皆様には感謝を申し上げます。

以前からお願いしている国道139号線の渋滞対策としての4車線化は、とりあえず交差点改良からということで、大田和西交差点、境野交差点の右折レーンの改良、天神山交差点の改良工事は国交省さんの改良で完成していただきましたが、まだ一本木交差点が残っておりますし、懸案であります災害時の避難路としての、これは山梨県、富士河口湖町、鳴沢村との3者の話し合いになると思いますが、足和田山へのトンネル車道の開通など広域的事業や国・県の補助金を活用しての地方総合戦略事業、日本広販跡地、築53年たった役場庁舎など基金を使ってでもやらなければならない懸案している事業も多く残されており、幸いにも2年前に脊柱管狭窄症の手術を行い、現在はス

キー、ゴルフもできるようになり、体調には異常がありません。皆さんと研究協議を行いながら、高齢の方から子どもたちまで安心して住める鳴沢村を目指し、引き続き村政運営に取り組みたいので、議員の皆様のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、三浦利雄議員さんの質問への答弁と出馬表明とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（渡邊明雄君）** 7番 三浦利雄君。

**7番（三浦利雄君）** この答弁は3期を目指して立候補するという正式表明と受け取りました。

次に、2期目の村長に今さらと思われるかもしれませんが。一部村民から小林林業土木株式会社との関係を云々言っている声を耳にしたことがあります。せつかくの機会ですから、そのことについての答弁を求めます。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** この小林林業土木ですが、これは戦後の昭和21年、私の父、小林 道が山梨県県有林造林事業として始め、その後に昭和49年に法人化をいたしました。昭和60年に小林林業土木に称号変更し、昭和62年に小林 優、私が代表取締役就任し、平成9年、会長職に就任し、平成19年12月31日に辞職しております。

鳴沢村3349番地に事務所、住宅を含め建築し、同じ地番がありますが、水道料込みの月額5万円で私が小林林業土木に貸しております。これは私の青色申告にも載っております。そんなことで現在は私の息子が社長をしておりますが、私との関係は借地人、借家人の関係であります。

以上です。

**議長（渡邊明雄君）** 7番 三浦利雄君。

**7番（三浦利雄君）** 2期務めている村長ですから、当然そうであ

るべきだと思っていますし、そのようになっているだろうというふうには信じておりました。

本題に戻りますけれども、報道どおり選挙戦となりますと、私個人的には2人の方には大変親しくしてもらっている間柄で、頭の痛い問題です。この件の質問者として今は中立の立場ですし、できれば投開票日までそのままにいたいと思うのが正直な気持ちです。しかし、それが許されるのか、また、国政選挙や県議選にかかわってきている人間として協力していただいた皆さんに対し、今後どんな立場をとるべきか、これも悩みの1つです。

それはそれとして、選挙戦になるとそれぞれの公約は出てくるでしょうが、根本的な考え方である村民の幸せと村の発展を願うことについては共通しているはずだというふうに思います。そんな意味合いから、村長が常々言っている小さくても輝く村づくりの実現を強く期待しまして、私の質問を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、三浦利雄君の一般質問を終わります。

次に、定住人口の増加を図る諸施策の充実についての質問を許します。

6番 佐藤博水君。

**6番（佐藤博水君）** 6番 佐藤博水。

鳴沢村の定住人口の増加を図る諸施策の充実について村長に伺います。

最近一部を除き全国的に人口減が進み、大変危惧されており、各自治体では地域の特性や環境等を生かしたさまざまな取り組みや対策が行われております。

本村の人口ビジョン等については総合戦略策定作業中であることは承知しておりますが、現状から勘案し、人口増の見込みは非常に厳しい状況にあり、今後も人口減少の継続が推測され、

村を挙げて早急に取り組んでいくべき問題であると考えます。

人口増を図る手だてとして、年代や性差によって考えも異なると思いますが、若者の定住を図る施策、共働き若夫婦が安心して定住できる子育て支援の手厚い施設、乳児や幼児、児童や生徒の成長段階に沿った健全育成支援と充実した教育体制、施策等が考えられると思います。

来年度の参議院選挙から公職選挙法が改正となり、選挙権年齢が18歳以上とされることとなります。この若者の意見は社会の担い手として十分尊重されなければなりません。現在実施されています総合戦略策定にかかわる有識者会議と並行して、仮称ですが、年代別に小学生部会、中学生部会、高校生部会、青年部会、45歳以下若いお母さん部会、婦人部会、実年部会、高齢者部会等による模擬議会を開催し、定住人口増加の方策の意見や全般にわたっての貴重な意見やアイデアのある提案等を出し、総合戦略の行政施策に反映させていくことも大変重要ではないかと思います。策定後も定期的を開催することにより、広く住民からの意見が拝聴でき、行政施策に生かしていくことができると思いますが、村長のお考えを伺います。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

人口減少問題は地方から東京への人の流れや出生率の低下などさまざまな事由により近年加速的に進行し、地方の人口減少問題が深刻化しています。鳴沢村におきましても増加していた国勢調査人口が平成22年の2,964名から平成27年には減少傾向に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の資料によりますと、平成52年には、何も対策を講じなかった場合、鳴沢村の人口は2,521人に減少することが予想されております。



この状況の中で、少子化対策、移住対策、若者の定住対策をどのように進めていくかが村の将来のポイントとなると考えております。

これらの対策につきましては、現在進めている鳴沢村の人口ビジョン、総合戦略の策定により、村の今後の方針が示されることとなります。

現在の取り組み状況としまして、人口ビジョンと総合戦略の策定に向け、11月13日に住民アンケートの送付を行いました。アンケートの対象者の内訳は、16歳から49歳の方へ500人、50歳以上の方へ500人、直近5ヶ年の転入者100人、直近3年間の転出者100人の合計1,200人の方へ送付したところ、約46%の方から回答をしていただきました。

今後はアンケート分析により住民が何を望んでいるのか、また、村の施策で何が欠けているのかなどを洗い出し、人口減少対策をどのように行うかを有識者会議を通じて検討していただくとともに、議員の皆様にも人口減少対策の研究や良案の提案などをしていただき、よりよい鳴沢村の人口ビジョン、総合戦略を完成させたいと考えておりますので、ご協力をお願いしますとともに、先ほどの佐藤議員の提案もこの中に入れさせていただいて検討させていただくようにいたしたいと存じますので、よろしくご協力のほど、またご指導のほどをお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 6番 佐藤博水君。

**6番（佐藤博水君）** 6番 佐藤博水。

村長も記憶にあるかとは思いますが、私どもが青年団時代に青年議会というものがありませんでした。市町村単位での開催、郡市体の代表での開催、郡市の代表で県議会議場と委員会室をお借りしての山梨県青年議会というものがありませんでした。たまた

ま私は村代表、郡代表ということで県議場や委員会室、また県下の参加者がさまざまな問題を質問し、県の執行部が答えるといった方式で、貴重な行政施策等を勉強することができ、この青年議会をきっかけに関心を持ったように思っております。

先ほど申し上げた全ての年代でなくても、選挙年齢が18歳以上とされる高校生部会あるいは青年部会はとりわけ重要であると認識しています。年代別の意見聴取会等を交互で開催し、行政施策に反映させていただきたいと思います。また検討してもらおうということでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、住民アンケート、大変多くの方がアンケートに答えてくれて、46%の方が答えてくれているということでございますけれども、アンケートのみでは実施した時期の考えが主であり、また、時代の流れに反映されないために、定期的にこのようなものを開催し、意見を把握し、政策に生かしていくことが非常に重要だと思ひますが、その辺の考えもお願ひします。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** これからの答弁は企画課長にさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 企画課長。

**企画課長（渡辺一博君）** 先ほど博水議員から提案のありましたアンケートについて総合戦略、人口ビジョンの策定が終わってからも、やっぱりそういうアンケートをとり、住民の声を行政のほうに反映するような施策をまた今後も実施していきたいと考えております。

**議長（渡邊明雄君）** 6番 佐藤博水君。

**6番（佐藤博水君）** 6番 佐藤博水。

大変重要な問題です。ぜひ真剣に取り組んでいただきたい、こ

のように思いまして、私の質問を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、インバウンド観光への取り組みについての質問を許します。5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

インバウンド観光への取り組みについて村長に伺います。

アジア地域からの観光客が増加している中、インバウンド観光は新たな産業や雇用を創出する大きなビジネスチャンスとして注目されています。

富士山周辺は多くの外国人が訪れる観光地です。五合目の視察では、平日でも常時約30台もの大型バスが駐車している実態も見ることができました。

富士河口湖町や忍野村では既にインバウンド観光が始まり、新たな観光産業や雇用が生まれてきています。

この鳴沢村には自然豊かな広大な土地があります。特に八軒から滑沢までのルートで臨む景色はほかにはありません。インバウンド観光への取り組みについて村長のお考えを聞かせてください。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

鳴沢村のインバウンド観光に対する取り組みは、道の駅の施設案内板の2ヶ国語表記や御庭、奥庭と足和田山の英語版ハイキングマップを作成し、道の駅や近隣の観光案内所に配布しているほか、道の駅内にWi-Fiを設置し、外国人へ利用カードを配布しています。

村内のインバウンド状況は、アジア系の観光客はバスなどのツアーが主で、欧米系の観光客は個人行動が主となっております。各施設の状況は、ふじてんスノーリゾートや鳴沢氷穴、休暇村

にはツアーを主体にアジア系の方が訪れております。その一方で富士山博物館へは少数ですが、個人旅行の方を中心に利用があるようです。

村としましては、外国人の利用が見込まれる道の駅などの公共施設へ案内標識や観光案内モニター、パンフレットなどを多言語化したものの整備を検討していきたいと考えております。

また、八軒方面は富士山が間近に見え、紅葉も楽しむことができ、観光パンフレットにも景勝地として掲載しておりますが、林務環境事務所の治山林道課に問い合わせたところ、林道の位置づけは林業経営を目的とし、構造的にもガードレールなどの施設が少なく、幅員も狭いなどの理由により、安全性が確保されていないため、積極的な誘客は控えていただきたいとの回答をもらいました。

インバウンドを新たな観光産業として育てていくには、近隣市町村と比較し、観光の核となる名所が少ない本村においては、今後新たな魅力ある観光資源の発掘やテーマパークなどの誘致を検討することも必要と考えております。

そのほか、山梨県では地域限定特例通訳案内士の育成についての構造改革特別区域計画が認定を受け、地域を熟知した特例案内士を育成しながら、通訳ガイド数の増加などに取り組んでいくようですので、村といたしましても希望者がいた場合には、応援態勢を整え、インバウンド観光への推進につなげていきたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

日本の人口が今後減少していくことが見込まれる中で、地域の活性化を行うためには海外からの観光客誘致に力を入れる必要

があります。今後も検討を続けていただき、持続可能な観光産業となるよう積極的な取り組みをお願いいたします。

**議長（渡邊明雄君）** 続いて、倒壊するおそれのある空き家対策についての質問を許します。5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司です。

倒壊するおそれのある空き家対策について村長に伺います。

自治体の中には、5月に全面施行された空き家対策特別措置法を早速活用して、倒壊のおそれのある危険な空き家の所有者に撤去や修繕を行うよう勧告しているところがあります。

この法律は、人口減少や過疎化の進展で増加傾向にある空き家が放置され、防災や衛生面で周囲に悪影響を及ぼしている場合、市町村が所有者に対して撤去や修繕を指導、勧告できるものです。

別荘地では、富士山が見えるよい物件があっても、近くに空き家が放置されていれば、新たに別荘を建てたいと考える人はいません。富士山を有する村として空き家対策に積極的に取り組む必要があります。

村内、別荘地域での空き家件数と状態はどのように把握しているのでしょうか。

また、これから空き家の所有者に撤去や修繕をどのようにして指導していくのかお聞かせください。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** これは専門的な知識のある企画課長にお願いしたいと思います。

**議長（渡邊明雄君）** 企画課長。

**企画課長（渡辺一博君）** それでは、まず空き家対策の推進に関する特措法、いわゆる空き家特措法について簡単にご説明いたします。

この法律は、適切な管理が行われず、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家が全国的に増加していることを背景に、地域住民の生命、財産等の保護や生活環境保全、空き家活用などの対応等を規定するため、平成26年11月に公布され、本年5月26日に全面施行されたものでございます。

この法律に基づき、市町村において、空き家への立ち入り調査、固定資産税情報の内部利用、空き家の除去、修繕、立木竹の伐採等についての指導、勧告、命令、さらには行政代執行による強制執行などが可能となります。

ご質問の村内、別荘地域における空き家等の件数等については、詳細な調査等を実施しておりませんが、村落地を見た限りでは問題があると思われるような空き家も数件あり、別荘利用者からの空き家についても情報提供もこれまで1件ありました

正確な空き家数や状況等の把握につきましては、県で作成した空き家実態調査マニュアルなどを参考に、業務委託等も視野に入れて今後検討していきたいと思っております。

空き家所有者への撤去や修繕等の指導につきましては、前述の勧告や命令なども同様ですが、それらを実施するためには当該空き家が特定空き家等に認定されていることが前提となります。

特定空き家等とは、倒壊等著しく危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損ねている状態、そのほか周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態で、この4つの基準のいずれかに適合する空き家をいいます。

特定空き家等に認定されるまでには、利用状況調査や外観調査などのさまざまな調査や所有者への確認などを実施して、まず空き家等を把握し、その後に立ち入り調査等の詳細調査を実施

して、前述の判断基準に基づき周辺環境や緊急性等を勘案して認定する必要があります。

特定空き家等に認定された場合は、前述のとおり、その所有者に対して除去、修繕、立木竹の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導、勧告、命令をすることができるとともに、所有者がその措置を履行しない場合や履行しても十分でない場合などは、行政代執行による強制執行も可能となります。特定空き家等に対するこれらの措置を講ずるまでにはこのような多くの工程があり、また、空き家等対策計画の策定や協議会の設置などについても検討していく必要があります。

現状の業務体制ではなかなか困難であり、すぐに取りかかることはできませんが、村内の状況に応じて少しずつ空き家対策を進めていきたいと考えております。

**議長（渡邊明雄君）** 5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

これから空き家の調査、対策をしていくとのことですので、よろしくお願いいたします。

空き家調査の結果は程度のよいものであれば移住促進のための受け入れ場所としても活用できます。ぜひ今後進めていってほしいと思います。

以上で質問を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 続いて、地元就職者への奨学金の返済減免制度の導入についての質問を許します。5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

地元就職者への奨学金の返済減免制度の導入について村長に伺います。

山梨県では学生の地元定着を促すために、卒業後に県内に就職

した場合、奨学金の返済を減免する制度を来年度から導入する方向で検討しています。地元への就職に特典を設けることで、若者の都市部流出に歯どめをかけ、人口対策につなげる考えです。

鳴沢村でも、入社後一定期間続けて勤務する、また、就職先等の条件を設定して奨学金返済の一部を補助すれば、県の返済金減免制度と相まって、村内にとどまる人もふえるのではないのでしょうか。人口対策を目的に地元就職する人を対象に奨学金返済金の一部を補助する考えはありますか。

また、若者の都市部流出に歯どめをかけるための取り組み内容についてお聞かせください。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡邊政司議員の質問にお答えします。

山梨県で現在検討しております奨学金返済を支援する制度につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略における総務省の主な施策の中の、地元学生定着促進プランの1つのメニューとして取り上げられているのだと思います。

施策の概要は、卒業後の進路として地方を選択する大学生等の増加を図るため、地元産業界と都道府県等の両者の出捐により基金を造成し、学生の奨学金返済を支援するものです。都道府県等の出捐には特別な交付税措置されるものです。

対象者の要件は自治体と地元産業界が合意して設定することとなっており、総合戦略への位置づけが必要となっております。

山梨県の同制度導入には高度な知識を有する人材確保の面もありますが、人口対策として鳴沢村単独で奨学金事業実施団体を限定しない形で企業と連携せず、住所要件により奨学金返済額の一定額を補助する施策も有効と考えております。

現在、本村においても、鳴沢村長期人口ビジョン及び総合戦略



の策定を進めており、現在は住民アンケートの集計、既存事業の洗い出し、新規事業の検討、提案を行っております。今後は庁内会議、有識者会議等を経て、今年度中の策定を予定しております。

今回のご質問いただきました人口対策を目的とした奨学金返済金の一部補助につきましては、住民アンケートの結果を踏まえた有識者会議等で総合戦略の施策として検討していきたいと考えております。

次に、若者の都市部流出に歯どめをかけるための取り組み内容についてですが、こちらはまさに現在策定を進めております総合戦略の重点的な施策となります。各省庁から出されておりますさまざまな施策も参考にし、住民の意見をより多く反映させた鳴沢村の総合戦略において取り組み内容を決定する予定でありますので、どうか議員の皆様のご協力をお願いいたしまして、答弁をとさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

今後総合戦略の取り組みの中で検討していただけるということですので、よろしくお願いいたします。

奨学金返済のために収入の多い都会を目指す若者がいます。将来村で活躍していただく若者の支援をぜひお願いいたしまして、質問を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、商工会の活用についての質問を許します。8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 8番 小林利雄。

商工会の活用について村長に伺います。

河口湖商工会は、富士河口湖町と鳴沢村で構成されております。

村ではプレミアム商品券や商工業振興資金利子補助、模範従業員表彰等で活用しておりますが、富士河口湖町では商工会が協賛して15回のイベントや行事を実施して成果を上げております。また、商工会は各種講演会を年間通して開催しております。鳴沢村でももっと多く商工会を活用して、イベントなどを催す考えがあるか伺いいたします。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 小林利雄議員の質問にお答えいたします。

河口湖商工会の会員は3月末現在1,351件で、このうち鳴沢村の会員は建設業、製造業、サービス業など多様な分野にわたり、約100件であります。約7%の方が鳴沢村からの会員となっております。

イベント状況を商工会や町に確認いたしましたところ、富士河口湖町の各地域の観光協会が実施するイベント事業へ商工会が協賛する形をとり、職員が人的な応援をしているとのことです。

鳴沢村でも道の駅で農協や生産者が主体となって開催している収穫祭、鳴沢ツツジ祭りやブルーベリー祭りなどのイベント開催時に、農協や生産者などが希望した場合には、村が商工会へ人的派遣の依頼を行うことも可能と考えております。

また、御存じのとおり、富士河口湖町では町が直接イベントを実施することではなく、各地区の観光協会が主体となって実施しております。鳴沢村でも新たなイベントを農協や生産者が計画した場合にも、同様に人的な応援を依頼し、商工会を有効的に活用したいと考えております。

また、商工会では年間を通じ経営計画や消費税免税販売などの集団指導講習会に176人、労働保険、販路拡大、接客マナー、税務関係の相談などの特別指導講習会に1,296人の方が参加しているようですので、今後も鳴沢村の多くの会員が講習会

や勉強会を積極的に利用していただくよう広報等で引き続き周知していきたいと考えております。

以上で、小林利雄議員の質問に答えさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 富士河口湖町の協賛15事業には全て協賛金がついています。接客マナー講習、6次産業、販路拡大、またパッケージ講習会等は年間54回講習会が開催されておりました。鳴沢村で利用した回数、また利用しなかった数があったら教えてください。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 専門的な答弁は企画課長にお願いしたいと思っております。

議長（渡邊明雄君） 企画課長。

企画課長（渡辺一博君） 商工会のほうに確認をしましたところ、人的な派遣のみというふうな回答は伺っています。協賛金というふうなことは出していないというふうなことで私のほうでは確認をさせていただいています。

議長（渡邊明雄君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 私、ここに資料があるんですけども、協賛金ついています。全て15事業に。

議長（渡邊明雄君） 企画課長。

企画課長（渡辺一博君） ここについてはもう一度商工会のほうに確認をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（渡邊明雄君） 以上で、小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、重度心身障がい児の医療費支払いについての質問を許します。4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 4番 小林昭一。

重度心身障がい児の医療費支払いについて村長にお伺いいたし

ます。

重度心身障がい児の医療費支払いについて、健常児との格差をなくすため、一時払いから窓口無料に戻す考えはありますか。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** これは専門的な問題でありますので、福祉保健課長に答弁をお願いしたいと思います。

**議長（渡邊明雄君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（渡辺英博君）** 小林昭一議員の質問にお答えします。

本県の重度心身障がい者医療費助成制度は、20歳未満の特別児童扶養手当受給児童の健康を守るため、昭和47年度から心身障がい児医療費助成事業として開始され、その後、対象年齢、範囲を拡大し、現在身体障がいは手帳3級まで、精神障がいは手帳2級までなど、全国的に見ても範囲の広い、非常に手厚い制度となっています。

平成20年度から乳幼児医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度とともに窓口無料化となりましたが、それゆえに国民健康保険療養費等国庫負担金減額のペナルティーが多額になりました。

重度心身障がい者医療費助成制度の対象者を変えずに、医療費無料の制度を維持していくためには、ペナルティーを回避するための制度移行が必要となり、医療費総額及びペナルティー額が増加したため、平成26年11月から全県下統一で自動還付方式へ移行しました。

自動還付方式に移行する際には、県において障がい者団体や各圏域での説明会等が行われ、市長会、町村会においても合意が得られたことから、国保連合会や医療機関のシステムを改修して、今の運用に至っています。

しかし、障がい児は医療費の一時払いが必要な自動還付方式、

健常児は窓口無料方式であることへの不満の声は当初から存在し、今年度に入り、県内の幾つかの市や町において障がい児と健常児の取扱いを見直す動きが出始め、来年1月から障がい児は健常児と同じ年齢まで窓口無料とする自治体もあります。

本村には現在、中学3年生までの重度心身障がい児は5名おり、年間約40万円の自己負担分医療費を県と村で半分ずつ負担しています。県では重度心身障がい者医療費助成制度、乳幼児医療費助成制度は制度創設の経緯、趣旨からも別制度であり、制度間での取扱いが異なることはその目的等からやむを得ないものであり、差別には当たらないと判断していましたが、県内の市町で独自の窓口無料を復活させる動きが広がり、対応を迫られた結果、知事は重度心身障がい児の医療費支払いについて、来年4月をめどに一時払いから窓口無料に戻す考えを表明しました。

本村においても重度心身障がい者の医療費助成制度の一定年齢までを窓口無料にする方向で県や市町村と協議をしていきたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 続いて、ジラゴンノ工場誘致敷地についての質問を許します。4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 4番 小林昭一。

ジラゴンノ工場誘致の敷地について村長にお尋ねをします。

村長はいろいろな人脈、人づき合いがあり、現在のフォレスト鳴沢カントリークラブの誘致にもご活躍いただき、村税の収入もふえ、村民に感謝されておりますが、ジラゴンノ工場誘致に対しては大変苦勞していると思います。工場誘致の敷地は高低差があり、企業が見学しても、なかなかイメージが湧かないと思いますので、盛り土等を行い整備して、すぐにでも工場が建

てられるようにしたほうがいいと思いますが、村長のお考えを教えてください。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 小林昭一議員の質問にお答えいたします。

ジラゴンノ地区は御存じのとおり、溶岩に覆われ、一見すると起伏がないように見えますが、内部に入ると起伏が激しくなっております。村が所有している土地で大きな区画は約1万坪あり、対角線上の高低差は約10メートルにもなります。これらの土地を工場用地として造成するためには、盛り土を行うにしても、岩盤掘削を行うにしても、造成費用は莫大なものになると思います。たとえ造成できたとしても、いつ理想の企業が入居できるか見込むことができません。

また、近くに観光施設や別荘地のある自然環境にも恵まれた場所です。企業の入居の確約がないまま造成し、その後長期間入居がない状況が続いてしまった場合は、周辺の景観や環境にも悪影響を及ぼすものと考えております。

私の考えでは、現状の土地を工場などの規模に合わせて土地の形状変更を行い、有効的に活用できる企業に来ていただきたいと考えております。難しいことと思いますが、ふだんから山梨県の企業立地担当の情報提供などには注意を払い、積極的にアピールしていきたいと考えております。

以上で、小林昭一議員の質問にお答えさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 4番 小林昭一。

村長がおっしゃるとおり、改めて現場を確認したところ、結構高低差があるようです。自然公園法の地域にも入っており、高さ制限等もあり、高い建物を建てる工場等であれば、敷地の低いところに建てたほうが有利にもなるということは確かにおっ

しゃるとおりなので、現状での整備が厳しければ、誘致企業の担当者ともまた対応していただいて、村が補助金等を出すと、そこら辺の対応をしていただければと思います。

以上で質問を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、小林昭一君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

---

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は12月15日から16日までの2日間を休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、本会議は12月15日から16日までの2日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は12月17日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年12月14日

議会議長

署名議員

署名議員



平成27年12月17日再開

1、出席議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	佐藤博水
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	渡辺久男	10番	渡邊明雄

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一  
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博  
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人  
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 積  
議会事務局書記 渡邊 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第45号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第3号)  
日程第4 議案第46号平成27年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算(第3号)  
日程第5 議案第47号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算(第3号)  
日程第6 議案第48号平成27年度鳴沢村介護保険特別会計

## 補正予算（第2号）

### 日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後3時00分

**議長（渡邊明雄君）** 本日は12月らしい気候になってまいりまして、大変寒くなってまいりましたが、村長、教育長、所属長ご出席のもと村内視察に同行していただきました。大変ご苦労さまでございました。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（渡邊明雄君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林昭一君、渡邊政司君を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（渡邊明雄君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

平成27年第3回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の説明を求めます。

報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、9番 渡辺久男君。

**9番（渡辺久男君）** 9番 渡辺久男。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会の報告をさせてい

たきます。

平成27年9月30日火曜日、午前10時より、全議員18名と組合長、総務課長の出席で定例会が行われました。

平成27年度一般会計補正予算は歳入歳出の総額に2,693万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億5,435万4,000円とする。平成27年度美化協会計歳入歳出補正予算は歳出を他会計繰出金1,835万円として、一般会計、美化協とも可決する。

平成26年度一般会計、美化協会計決算認定は、一般会計は歳入総額2億809万1,000円、歳出総額1億4,818万円で、実質収支は5,991万1,000円の黒字となる。美化協会計は歳入総額4,903万5,000円、歳出総額2,033万2,000円で、2,870万3,000円の黒字となる。

いずれも認定しました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会の報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 河口湖南中学校組合議会、7番 三浦利雄君。

**7番（三浦利雄君）** 7番 三浦利雄。

河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

9月30日午後2時30分より本会議が招集され、会議が行われました。

会議には井出議長を初め、議員14名が出席しました。なお、欠席は井出聡一議員1名でした。

また、会議事件説明のため、副組合長である小林 優鳴沢村長が病氣療養中の組合長の職務代理者として出席するとともに、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合長の梶原義美氏、教育長の古屋一哉氏、学校長ほかの出席がありました。

本会議においては、会議録署名議員の指名の後、会期を9月30日のみの1日間と決定されました。

会議事件は、報告第1号平成26年度河口湖南中学校組合継続費繰越計算書の報告について、報告第2号平成26年度河口湖南中学校繰越明許費繰越計算書の報告について、議案第5号河口湖南中学校組合規約の一部を変更する規約について、議案第6号河口湖南中学校組合教育委員会委員の選出区分に関する要綱の制定について、議案第7号平成27年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算（第1号）議定について、認定第1号平成26年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出決算認定について、同意第1号教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて、同意第2号教育委員会委員の任命に同意を求めることについて、以上8件が予定されておりましたが、日程第9の教育長の任命に同意を求める件については、任命を予定されている方が兼職規定に抵触されることが判明したため、急遽取り下げられ、日程第10が日程第9に繰り上げとなりました。このため、会議事件は7件となりました。

報告第1号平成26年度河口湖南中学校組合継続費繰越計算書の報告については、地方自治法の規定により継続費の逡時繰り越しを行った結果について報告されたもので、内訳については校舎改築事業668万2,000円でございます。

報告第2号平成26年度河口湖南中学校組合繰越明許費繰越計算書の報告については、同じく地方自治法の規定により繰越明許を行った結果について報告されたものです。内訳については、湖南中学校附帯施設整備事業1億1,866万3,000円です。こちらはテニスコートに係る繰り越しでございます。

議案第5号河口湖南中学校組合規約の一部を変更する規約については、教育委員会委員の人数について、上位法である地方教

育行政の組織及び運営に関する法律に、規定では4人とされていますが、組合規約では5人となっており、上位法に抵触する状態であったため、該当する条項を削除し、あわせて条文整理を行ったものです。

議案第6号河口湖南中学校組合教育委員会の委員の選出区分に関する要綱の制定については、議案第5号で削除された教育委員会委員の地区別選出区分について新たに制定されたもので、船津地区は2名から1人減の1名、小立地区、大嵐地区、鳴沢地区は各1名の合計4名としたものです。

議案第7号平成27年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万3,000円を追加したもので、その全額が来年3月の退職予定の職員に係る職員手当で、財源は全額が退職手当基金からの繰入金です。

認定第1号平成26年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額6億2,088万6,000円、歳出総額5億7,354万6,000円で、歳入歳出差し引き額4,734万円のうち、継続費通時繰越額が765万5,000円、繰越明許費繰越額が2,366万3,000円で、差し引き1,602万2,000円が実質収支額となります。

なお、歳出合計のうち72.6%、4億1,650万円が校舎改築費となっております。

また、普通教室棟、特別教室棟、給食棟及びテニスコート等の附帯施設が全て完成したことが改めて報告されました。

最後に、同意第2号教育委員会委員の任命に同意を求めることについては、委員の任期満了に伴い、船津地区の穂坂四郎氏と鳴沢地区の渡辺 朗氏の任命について同意を求められたものです。

以上7件について審議の結果、本会議でいずれも可決、認定、同意されました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 富士五湖広域行政事務組合議会、1番 三浦直樹君。

**1番（三浦直樹君）** 1番 三浦直樹。

富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

平成27年第4回富士五湖広域行政事務組合議会臨時会が11月27日、午後3時より招集され、会議が行われました。

議員18名と、会議事件説明のために、代表理事堀内 茂富士吉田市長、理事小林 優鳴沢村長初め、事件説明のためにほかの理事と執行部及び事務局の出席がありました。

本会議においては、まず富士河口湖町の富士五湖広域行政事務組合議員交代に伴い、議席の指定及び一部変更があり、3名の変更、1名の欠員となりました。

また、議会議長の選挙について、指名推薦で倉沢鶴義議員が当選されました。

会期は11月27日、1日のみと決定されました。

会議事件は、まず議会運営委員及び常任委員の補欠選任の件、内容は富士河口湖町議員の交代によるものであります。

次に、富士五湖広域行政事務組合情報公開条例、個人情報保護条例及び情報公開・個人情報保護審査会条例の制定の件、内容は、マイナンバーの適正な取り扱いについて条例の整備を行うものであります。

それぞれ原案のとおり可決されました。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 青木が原ごみ処理組合議会、2番 渡辺圭一君。

**2番（渡辺圭一君）** 2番 渡辺圭一。

青木が原ごみ処理組合議会について、報告いたします。

平成27年11月13日、午前9時30分より招集され、会議が行われました。

出席者は議員7名と、会議事件説明のため、職務代理者であります小林 優鳴沢村長、三浦悦郎所長、会計管理者、監査委員渡辺好男氏の出席がありました。

本会議においては、議席の指定について、会議録署名議員の指名についてのあと、会期が11月13日の1日間と決定されました。

その後、平成26年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出決算認定を行い、歳入総額3,643万6,000円、歳出総額2,564万9,000円、差引額1,078万7,000円、これは次年度への繰り越しと決定し、認定されました。

次に、組合監査委員の選任同意が行われ、私、渡辺圭一が選任同意されました。

以上で青木が原ごみ処理組合議会の報告を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 青木が原衛生センター議会、4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 4番 小林昭一。

青木が原衛生センター議会についての報告をさせていただきます

11月13日、午前11時より招集され、会議が行われました。

議員11名と、会議事件説明のために、青木が原衛生センター管理者職務代理者鳴沢村長小林 優氏を初め、事件説明のために執行部7人の出席がありました。

まず、議会議長選挙と副議長選挙が行われました。指名推選により、議長は渡辺元春氏、副議長は小林昭一に決まりました。

会議においては、まず会期が13日、1日間と決定されました。

会議事件は1件で、内容としましては、平成26年度青木が原衛生センター一般会計歳入歳出決算の認定について行われ、歳入総額6,302万2,442円、歳出総額4,716万9,149円で、歳入歳出差し引き額1,585万3,293円です。次年度に繰り越されました。

いずれも原案のとおり認定されました。

次に、監査委員選任について、監査委員が欠員のため、南都留郡富士河口湖町西湖西七の一、渡辺武則氏が選任されました。

以上で青木が原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、5番  
渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

10月30日、午後2時30分より召集され、第2回定例会が行われました。

議員27名と、会議事件説明のために、広域連合長内藤久夫  
葦崎市長を初め、事件説明のために、執行部及び事務局12名の出席がありました。

最初に、本年7月の臨時会以降に選出された、大月市の奥脇一夫氏、葦崎市の守屋久氏の2名の議員についての議席の指定があり、会期は1日間と決定されました。

会議事件は7件で、内容としましては、まず、議会運営委員会委員の選任についてが行われ、守屋久氏、高山泰治氏の2名



について議長指名があり、指名のとおり選任されました。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告及び承認を求めることについて事務局から説明があり、原案のとおり承認されました。

これは国のマイナンバー制度導入に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたため、特定個人情報の適正な取り扱いの確保のために、所要の一部改正を行ったものです。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の報告及び承認を求めることについての説明があり、原案のとおり承認されました。

内容は、独立行政法人通則法が廃止となり、新たな独立行政法人の分類により定められた行政執行法人について、その役員及び職員に国家公務員の身分が付与されたことから、本条例の所要の改正を行ったものです。

次に、平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について事務局から説明があり、原案のとおり認定されました。

歳入合計は、予算現額4億8,973万2,000円に対し、調定額、収入済額いずれも4億8,961万6,897円で、主な内容は、広域連合職員の人件費及び維持管理費等に充てる、市町村からの事務経費の負担金、並びに前年度からの繰入金です。

歳出合計は、予算現額4億8,973万2,000円に対し、支出済額4億7,391万152円、不用額は1,582万1,848円となりました。

主な内容は、広域連合職員の派遣元市町村への人件費負担金、

事務所等の借り上げ料及び特別会計への繰出金です。

また、歳入歳出差し引き額は1,570万6,745円となりました。

続いて、平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について事務局から説明があり、こちらも原案のとおり認定されました。

歳入合計は、予算現額952億5,958万2,000円に対し、調定額は961億5,948万9,294円、収入済額は961億5,270万1,406円で、歳入の主なものは、市町村で収納した保険料、国・県・市町村が負担すべき定率負担金及び現役世代からの支援金です。

歳出合計は、予算現額952億5,958万2,000円に対し、支出済額929億5,912万2,233円、不用額は23億45万9,767円でした。

主な内容は、被保険者に対する入院、外来、歯科等の医療給付費用です。

また、歳入歳出差し引き額は31億9,357万9,173円でした。

次に、平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について事務局から説明があり、こちらも原案のとおり可決されました。

主な補正内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,570万5,000円を増額し、それぞれ4億9,612万1,000円とするもので、前年度の決算により生じた余剰金を繰越金として受け入れ、財政調整基金に積み立てるものです。

最後に、平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について事務局から説明があり、原案のとおり可決されました。

補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億3,698万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれを983億3,001万6,000円とするもので、主な内容は、前年度に概算交付を受けた国及び県の負担金21億9,658万円等を精算により返還するものです。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第3 議案第45号平成27年度鳴沢村一般会計補正  
正予算（第3号）

◎日程第4 議案第46号平成27年度鳴沢村国民健康保険  
特別会計補正予算（第3号）

◎日程第5 議案第47号平成27年度鳴沢村簡易水道事業  
特別会計補正予算（第3号）

◎日程第6 議案第48号平成27年度鳴沢村介護保険特別  
会計補正予算（第2号）

**議長（渡邊明雄君）** 日程第3、議案第45号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から日程第6、議案第48号平成27年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 小林昭一君。

**予算決算常任委員長（小林昭一君）** 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第45号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から議案第48号平成27年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

ます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、12月15日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された4議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は、議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第45号から議案第48号までの4件を一括して採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第45号から議案第48号までの4件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（渡邊明雄君）** 起立全員です。

したがって、議案第45号から議案第48号までの4件は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

**議長（渡邊明雄君）** 日程第7、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長（渡邊明雄君）** 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成27年第4回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 2 9 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日

議会議長

署名議員

署名議員